

大分トラック情報



大分府内城跡の桜(大分市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 2019年 春の全国交通安全運動 実施要綱
- 2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)事前説明会の開催について
- 平成31年度 求人定着セミナーの開催について
- トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン 周知セミナーの開催について



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

1. 第10回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催	1
2. 平成30年度 第2回大分県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催	3
3. 平成30年度 トラックドライバー講習会・省エネ運転研修会を開催	4
4. 特別積合せ部会・工業品部会 合同研修会を開催	5
5. 社会福祉法人 大分合同福祉事業団へ収益金を寄贈	6
6. 自動車運送事業者自動車無事故表彰 (株)アサヒサービスが受賞	7
7. 公益社団法人 全日本トラック協会会長表彰	8
8. 2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク) 事前説明会の開催について	9
9. トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン 周知セミナーの開催について	11
10. 平成31年度 求人定着セミナーの開催について	12
11. 「新時代の物流政策について」県議会で議論	13
12. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	14
☆青年部だより	15
☆行政だより	
(1) 即位日等休日法の施行に伴う大型連休期間におけるテロ対策の徹底について	16
(2) 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について	17
(3) 車両制限令の一部を改正する政令が閣議決定	19
(4) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について	20
☆国税だより	21
☆大分産業機械技能教習所だより	22
☆陸災防だより	
講習案内	23
☆お知らせ	
(1) 2019年 春の全国交通安全運動 実施要綱	25
(2) 応援します! あなたの会社の働き方改革!	27
(3) 「年次有給休暇の時季指定義務」について	29
(4) 一人ひとりの取組で地球温暖化防止を!!	31
(5) 新作DVDの紹介	35
(6) 会員名簿訂正方をお願い	36
(7) 融雪出水期における防災態勢の強化について	37
(8) 燃料情報	37
(9) 行事予定表	39
(10) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

第10回 トラック輸送における取引環境 ・労働時間改善大分県地方協議会を開催

九州運輸局（下野元也局長）、大分労働局（小笠原清美局長）ならびに公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は3月5日(火)、大分市向原西の大分県トラック会館において、トラック業界の取引環境の整備や長時間労働の抑制を図ることを目的とした「第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会」を開催した。

開催にあたり、九州運輸局の下野局長の代理で出席した九州運輸局自動車交通部の桑島隆一郎部長から「昨年6月に働き方改革関連法が成立し、自動車の運転業務について2024年4月から年960時間内の時間外労働の上限規制が導入される。一方で、トラック運送業において個々の事業者の努力だけでは対応できず、発着の荷主の理解を得ることが不可欠である。自動車交通事業において、官民一丸となって働き方改革に取り組むとし、昨年五月に政府行動計画が決定された。これに基づき、関係省庁が連携して労働生産性の向上、多様な人材確保・育成、取引環境の適正化など、長時間労働是正のため取組みを行っているところである。事業者が連携し、改正された貨物自動車運送事業法の主旨に沿って適切に運送を行っていくことにより、働き方改革を進めていきたい」とあいさつした。



前田座長

議事は、前田明放送大学大分学習センター所長が座長となり、(株)野村総合研究所社会システムコンサルティング部



の石原一弥主任コンサルタントが、「荷主と運送事業者の協力による取引環境・長時間労働の改善に向けたガイドラインについて」説示、改善に向けた対応例などを説明した。

次に、九州運輸局自動車交通部貨物課の江隈幸弘課長から「トラック運送業界をとりまく最近の情勢について」説示、トラック産業の現状や自動車運送事業の働き方改革、Gマーク制度の更なる普及促進の取り組みや荷主勧告制度の運用の改善、標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う手続き、ホワイト物流推進運動などについて説明を行った。

続いて、大分労働局労働基準部監督課の政木隆一課長から「働き方改革関連法のポイントについて」説示、残業時間の上限規制や年次有給休暇、割増賃金などについて改正ポイントの説明を行った。

それぞれの議題について、荷主側、運送事業者側、双方から活発な意見が述べられ、質問に対しては運輸局・労働局からも回答を行った。

最後に、大分労働局の足立和也労働基準部長が「本日の会議では、ガイドライン、最近の情勢、働き方改革関連法について説明をさせていただいた。また、新たなロードマップに基づくアドバンス事業なども開始されることになる。場合によっては皆様方に協力をお願いすることがあるかと思うが、その際にはよろしくお願いしたい」と述べた。



運輸事業者の皆さん



意見を述べる仲会長



意見を述べる十時氏



荷主事業者の皆さん

平成30年度 第2回

大分県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催

大分県適正化事業実施機関（仲浩本部長）は、去る3月5日に適正化事業評議委員会を開催した。

この委員会は、地方適正化事業実施機関の組織・運営について一層の中立性、透明性を確保するため、外部有識者を委員として、幅広い観点から事業及び運営状況を審議、答申する第三者機関として設置され、適正化事業運営に活かしてきた。

はじめに、前田明委員長（放送大学大分学習センター所長）の挨拶があり、続いて仲浩適正化本部長、中菌裕蔵大分運輸支局長から業界の取組や諸問題、陸運行政の状況、適正化事業の役割などについての挨拶が行われた。

その後の審議では、前田明委員長が議長となり、平成30年度の適正化事業の活動状況や安全性優良事業所認定制度について報告が行われ、適正な指導により、一定の評価の底上げがあったとの意見が出されるとともに、昨今のドライバー不足への対応等についても協議され、大変有意義な委員会であった。



適正化事業評議委員会のようす

平成30年度

トラックドライバー講習会・省エネ運転研修会を開催

平成31年3月8日(金)、大分県トラック会館において、標記講習会が(公社)大分県トラック協会の主催として開催され、会員事業所から約80名が出席した。

講習会冒頭、三宮俊二交通・環境対策委員長から、昨年の県下の交通事故死者数が統計を取り始めた昭和27年以降最少となり県警本部長からトラック協会に感謝状が授与された旨の報告があり、引き続き事故防止に努めてほしいとの挨拶があった。

講演会では、交通事故防止対策として、大分県警察本部交通部交通企画課の二宮伸弘係長から「交通事故防止と運転マナーについて」について、過去の交通事故統計を踏まえた傾向や、交通マナーアップについて講話があった。

続いて、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団交通環境対策部の吉川博之審議役から「省エネ運転の必要性と実施方法について」について、エコドライブが環境対策だけでなく経済面や安全面さらにはマナーの面においても好影響を及ぼすとの説明があった。

いずれも、ドライバーの日々の業務に直結する講話であり、大変有意義な講習会であった。終了後、参加者には受講証明書が交付された。



三宮委員長



二宮係長



吉川審議官



講習会のようす

特別積合せ部会・工業品部会

合同研修会を開催

大分県トラック協会特別積合せ部会（三ヶ尻麗子部会長）及び工業品部会（藤原伸良部会長）は、平成31年3月6日(水)、大分センチュリーホテルにおいて標記の研修会を開催し、両部会員事業所から15名が出席した。

研修会冒頭、両部会を代表し、工業品部会の藤原部会長から挨拶があり、研修会では、みらい社会保険労務士法人の特定社会保険労務士 堀江貴陽子氏より、トラック運送事業者向けの働き方改革について講話があるとともに、運送業における時間外労働の割増賃金の計算方法や労働時間の適切な把握について説明があり、大変有意義な研修会であった。



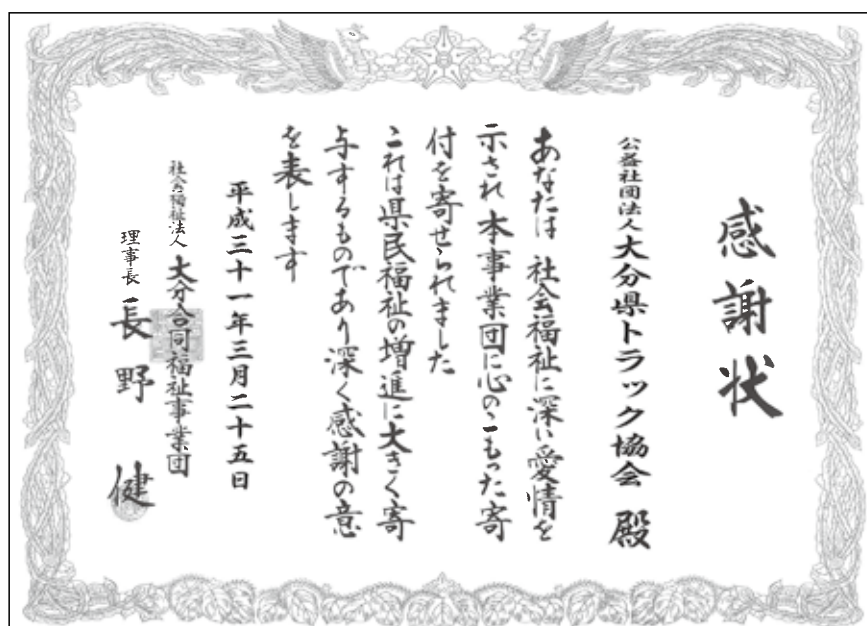
堀江特定社会保険労務士



合同研修会のようす

社会福祉法人 大分合同福祉事業団へ 収益金を寄贈

大分県トラック協会（仲浩会長）は3月25日、おおいたトラックふれ愛デイ「トラックの日」記念イベントで、青年部（佐藤政信部会長）が中心となり行った「魚のつかみどり」の収益金及び募金と「チャリティーゴルフコンペ」のチャリティー金等の計243,201円を、社会福祉法人大分合同福祉事業団に寄贈し、同事業団から感謝状が贈られた。



収益金を贈る佐藤青年部会長㊤

自動車運送事業者自動車無事故表彰 大分運輸支局で伝達式を開催 (株)アサヒサービスが受賞

平成30年度自動車運送事業者自動車無事故表彰の伝達式が、3月7日(木)に大分運輸支局で開催され、受賞した(株)アサヒサービス(代表取締役 小埜澄夫)が出席した。

伝達式では、鹿毛幸一郎大分運輸支局次長から九州運輸局長からの表彰状が贈られた。

同表彰式は、(株)アサヒサービスが平成27年10月1日以降3年間にわたり責任事故がゼロで、運輸業務の業績が優良であったため、九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程(昭和62年3月24日付)に基づき表彰されたもの。



㊦ (株)アサヒサービス(小埜社長の代理出席)

公益社団法人 全日本トラック協会会長表彰

おめでとうございます

この度、以下の方々が全日本トラック協会会長から表彰されました。
心からお慶び申し上げます。

(敬称略)

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰

(事業所の部)

三協通産株式会社

(従業員の部)

大分松藤商事株式会社 脇 矢 待 男

日陽運輸株式会社 大分営業所 小 春 圭一郎

(公社) 全日本トラック協会表彰規程による表彰

(感謝状受賞者)

株式会社中津急行 代表取締役社長 仲 浩

株式会社中津急行 取締役副社長 藤 野 一 政

株式会社中津急行 専務取締役 豊 田 真由美

株式会社中津急行 取締役営業副本部長 白 藤 弘 幸

村本重機興有限会社 代表取締役社長 村 本 茂

有限会社長洲急配 代表取締役社長 米 澤 洋 治

(表彰状受賞者)

株式会社中津急行 岩 本 信 明

株式会社中津急行 竹 本 貞 男

株式会社中津急行 川 島 勝 己

トキワ運輸株式会社 工 藤 満 志

2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）事前説明会の開催について

標記「貨物自動車運送事業安全性評価事業事前説明会」を下記のとおり開催いたしますので、参加ご希望の際は、別紙「参加申込書」にご記入のうえ、協会事務局宛FAX（097-552-1591 担当：佐藤・三好）にてご返送頂きますようお願いいたします。

記

【更新事業者】

1. 日 時：2019年5月16日(木) 13:30～15:00
2. 場 所：大分県トラック会館 5階 大会議室
3. 講 師：（公社）大分県トラック協会適正化事業課
4. 内 容：「Gマークの申請要領及び改正事項、留意事項等について」

【新規に取得を希望する事業者】

1. 日 時：2019年5月17日(金) 13:30～16:00
2. 場 所：大分県トラック会館 3階 中会議室
3. 講 師：（公社）大分県トラック協会適正化事業課
4. 内 容：「Gマークの申請要領と留意事項等について」

【共通事項】

1. 申込期限：2019年5月7日(月)まで
2. そ の 他：説明会で使用する資料「2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業申請案内」は、印刷部数の関係上、1事業所1部となります。複数名が参加する際は、（公社）全日本トラック協会HPから印刷し、当日持参して頂きますようお願いいたします。
(<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html> ※4月16日(火)から掲載予定)。

2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク) 事前説明会

参加申込書

会社名: _____

営業所名: _____

1. 申請区分

(いずれかに○をして下さい。)

チェック	申請区分	説明会日時
	更新事業者	5月16日(木) 13:30～
	新規取得希望事業者	5月17日(金) 13:30～

2. 参加者

役 職	氏 名

(参考) ○申請書類頒布期間 (紙媒体は土・日・祝日を除く。)

(インターネット)

2019年4月16日(火)～6月30日(土)

(紙媒体)

2019年5月7日(火)～6月30日(土)

○申請受付期間

2019年7月1日(月)～7月14日(日)

【送付先】 (公社) 大分県トラック協会 (担当 佐藤・三好) FAX 097-552-1591

トラック運送業界の働き方改革実現に向けた アクションプラン周知セミナーの開催について

標記について、働き方改革の概要と取組について周知を図ることを目的としたセミナーを下記のとおり実施いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、下記の「申込書」にご記入の上、協会事務局宛（FAX 097-552-1591）に返信下さい。定員になり次第締切ります。

記

1. 日 時：平成31年4月17日(水) 14:00～16:10 受付 13:00～
2. 場 所：大分県トラック会館 5階「大会議室」
3. 内 容：(1) 「働き方改革関連法」及び「改正貨物自動車運送事業法」について
(2) 働き方改革実現に向けたアクションプランについて
(3) その他
4. 定 員：100名

トラック運送業界の働き方改革実現に向けた アクションプラン周知セミナー

申 込 書

会 社 名：_____

営業所名：_____

参 加 者 名	役 職 名

【送付先】（公社）大分県トラック協会（担当 佐藤・岡部）FAX 097-552-1591

平成31年度 求人定着セミナーの開催について

標記セミナーについて下記のとおり開催致します。

参加ご希望の**経営者及び人事担当者**におかれましては、下記「参加申込書」にご記入の上、平成31年4月16日(火)までに、協会事務局宛（FAX 097-552-1591 担当：植山・宮原）に送付いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時：平成31年4月23日(火) 13:30～15:00
2. 場 所：大分県トラック会館 3階「中会議室」
3. 受講対象：経営者及び人事担当者
4. 主 催：(公社)大分県トラック協会
5. テー マ：「選ぶ時代から選ばれる時代へ 工夫次第で人ザイはあつまる
採用定着セミナーから合同面談会採用まで」

(具体的内容)

- ①話題のIndeedで検索させる方法
 - ②Indeedより更に進化した求人サイト 日本上陸グーグルフォージョブズとは
 - ③御社のハローワーク求人票を含む職安との関係は 何点ですか？
 - ④勤務地表記次第で反響が大きく違う ⑤シフトからタイムへ 野球型はもう古い
 - ⑥ホームページはスマホ対応 ⑦合同面談会は合コン？
6. 講 師：株式会社 あつまるホールディングス
専務執行役員 青 山 正 志 氏

平成31年度 求人定着セミナー 参加申込書

会 社 名：_____

下記のとおり申し込みます。

役 職	氏 名

(FAX 097-552-1591 担当：植山・宮原)

【提出締切日】 4月16日(火)

「新時代の物流政策について」 県議会で議論 ～大友栄二議員が物流業界の将来への方向性について質問～

平成31年3月7日(木)、大分県議会平成31年第1回定例会の一般質問において、大友栄二議員（自由民主党／中津市選挙区選出）が、「新時代の物流政策について」と題して、県執行部へ質問を行いました。

大友議員からは、県内約520事業所、約17,000人の従業員が県民の暮らしや県経済を支えていること、一方で年間労働時間は全産業と比較して約2割長く、賃金は同じく2割低いなど厳しい労働環境であること、トラックドライバーの確保が極めて困難な状況となりつつあることなどの課題を指摘し、県執行部の考えを問いました。

これに対し、広瀬勝貞大分県知事は、トラック輸送は県民生活や地域経済を支えるうえで必要不可欠であり、大規模災害時の緊急物資輸送でも中心的役割を担っていると認識しており、加えて県としても運輸事業振興助成補助金を活用し、安全確保を目的とした各種事業の実施を支援するとともに、ドライバー確保のために（公社）大分県トラック協会（仲浩会長）と連携した雇用型の職業訓練を実施していくと答弁をしました。

当協会としても、県執行部や県議会と連携しながら各種助成事業等を実施し、課題解決に向け取り組みを進めていきます。



県執行部へ質問する大友議員

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、平成31年3月に実施された結果についてご報告致します。

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大 分 西	中 央 西	7：30～ 8：00	大分市新川町 新川交差点	7 社	8 人	3月20日
	大 分 南	7：30～ 8：00	大分市横瀬 大分南警察署前	6 社	6 人	3月20日
大 分 東		7：30～ 8：00	大分市 大分東警察署前	13社	13人	3月20日
別 杵	杵 築	7：30～ 8：00	杵築市 塩田交差点	5 社	7 人	3月20日
県 北	中 津	7：45～ 8：15	中津市 田尻交差点	12社	17人	3月20日
	宇佐・豊後高田	7：45～ 8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前交差点	7 社	8 人	3月20日
西 部	日 田	7：30～ 8：00	日田市 玉川交差点	3 社	4 人	3月20日
	玖 珠	7：30～ 8：00	玖珠町 玖珠運事協前	2 社	3 人	3月20日
県 南	臼 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	14社	14人	3月20日
	県 南	7：30～ 8：00	佐伯市 佐伯警察署前	11社	12人	3月20日

※平成31年3月27日現在 報告受理分のみ列記

街頭啓発活動の様子



西部支部玖珠分会



県北支部中津分会



別杵支部杵築分会



大分西支部大分南分会



大分西支部中央西分会



県南支部県南分会



県南支部臼津分会

青年部だより

「役員会」の開催

大分県トラック協会青年部（佐藤政信会長）は、3月15日（金）、大分市「大分県トラック会館」において標記会議を開催した。

会議の冒頭では、（公社）大分県トラック協会の三宮交通・環境対策委員長に参加いただき、2019年度の「トラックの日」記念イベントの実施方法について協議をした。協議内容については、協会の交通・環境対策委員会等におおいたトラックふれ愛デイの開催方法への意見として報告される予定である。

また、その他にも2019年度の事業計画案や収支予算案、（公社）全日本トラック協会青年部会「九州ブロック大会（大分大会）」について協議をおこない、充実した会議となった。

「行政懇談会」の開催

大分県トラック協会青年部は、3月15日（金）、大分市「大分県トラック会館」において、標記会議を開催した。

会には来賓として、九州運輸局大分運輸支局から天野首席運輸企画専門官、椿運輸企画専門官に参加いただき、「トラック運送業界をとりまく最近の情勢について」説示をいただいた。意見交換においては、ホワイト経営についてや、荷主勧告制度、標準運賃の告示等について質問があがるなど、大変有意義な会となった。



佐藤会長



天野首席専門官



椿専門官



行政懇談会のようす

◇青年部会員を募集しています

- ・協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 三好・岡部

電話 097-558-6311 メール miyoshi@ota.or.jp

即位日等休日法の施行に伴う大型連休 期間におけるテロ対策の徹底について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

全ト協発第658号（環）

平成31年3月14日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己

即位日等休日法の施行に伴う大型連休 期間におけるテロ対策の徹底について

今般、国土交通省自動車局長より、即位日等休日法の施行に伴う大型連休期間（平成31年4月27日から5月6日までの期間）においては大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されることから、テロ対策の徹底について通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、下記の項目に関し、テロ対策の徹底を図るよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

テロ対策の徹底について

【共通事項】

- 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡
- 公共交通機関及び関連施設等のソフトターゲットに対する警戒強化

【トラック等】

- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロック
- 営業所等における不審な荷物を発見解きの警察への連絡
- 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理
- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備

「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

(公社)全日本トラック協会では、年間を通じて「不正改造車排除運動」を実施しているが、各都道府県トラック協会において設定する1か月間を強化月間として、特に重点をおいて運動を実施する。

下記実施要領（抜粋）により「不正改造車排除運動」の取組みに対して協力をお願いする。また「不正改造防止自主点検票」を活用し、所有車両等について定期的な自主点検の実施に努めるようお願いする。

実施要項（抜粋）

1. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

2. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (5) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (6) 不正な二次架装
- (7) 不正軽油燃料の使用

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)	
		従業員車両	無	有(台)	
		販売車両	無	有(台)	
		その他	無	有(台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

車両制限令の一部を改正する政令が閣議決定

道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がない道路について、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できることとする「車両制限令の一部を改正する政令」が、3月15日に閣議決定された。

政令改正の概要は次のとおり。

(1) 車両制限令（昭和36年政令第265号）の一部改正関係

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、車両の構造に応じた重量及び長さの最高限度を新たに規定することとする。

(2) 高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正関係

高速自動車国道の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとする。

(3) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）の一部改正関係

機構及び会社等が行う道路の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとする。

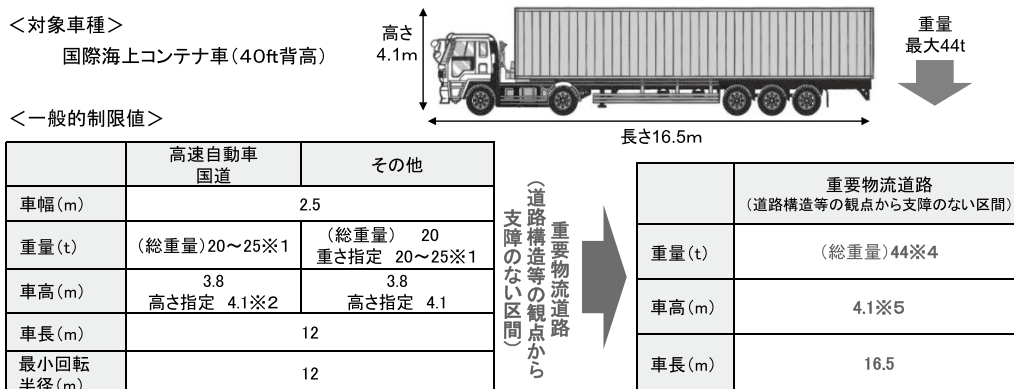
(4) その他

その他所要の改正を行うこととする。

公布・施行は平成31年3月20日。上記(1)の道路管理者による道路の指定は追って実施する予定。また、本政令の施行に併せて、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）の一部を改正し、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、40ft背高の国際海上コンテナを運搬するものであること、ETC2.0車載器を搭載したものであること等を定めるとともに、必要な規定を整備する予定。

重要物流道路における特車通行許可不要区間の概要

- **特車通行許可が不要となる車種として、国際海上コンテナ車(40ft背高)を設定。**
- **道路を通行する車両の制限値を、道路構造等の観点から支障のない区間に限定して、国際海上コンテナ車(40ft背高)に対応する水準まで引き上げるとともに、重量や通行経路が遵守されるよう、必要な要件を設定。**



※1 総重量は車両に条件(最速軸距等)を付すことにより制限値を緩和
このほか、軸重(10t)、隣接軸重(18～20t)、輪荷重(5t)の制限あり

※2 高速自動車国道は全て高さ指定道路に指定されている

※3 (特例5車種について)

車長: 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車は16.5m(フルトレーラ連結車は18m)、その他12m
総重量: 高速自動車国道20～36t(最速軸距等の条件あり)、その他20～27t(最速軸距等の条件あり)

※4 車両の車軸の数及び軸距等の条件あり

このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり

※5 現行の規定(高さ指定道路)により指定

＜要件＞

- ① 国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行
- ② ETC2.0車載器の搭載及び登録 等

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

標記について、大分労働局を通じ、厚生労働省労働基準局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

熱中症の予防については、第13次労働災害防止計画において、2018年から2022年までの5年間でそれまでの5年間と比較して、死亡者数（各期間中（5年間）の合計値）を5%以上減少させる、との目標が設定されています。

本キャンペーンは、これまで各団体において個々に実施されていた取組について相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることを目的としています。

キャンペーン期間：2019年5月1日から9月30日

※詳細については、下記実施要綱及びリーフレットをご覧ください。

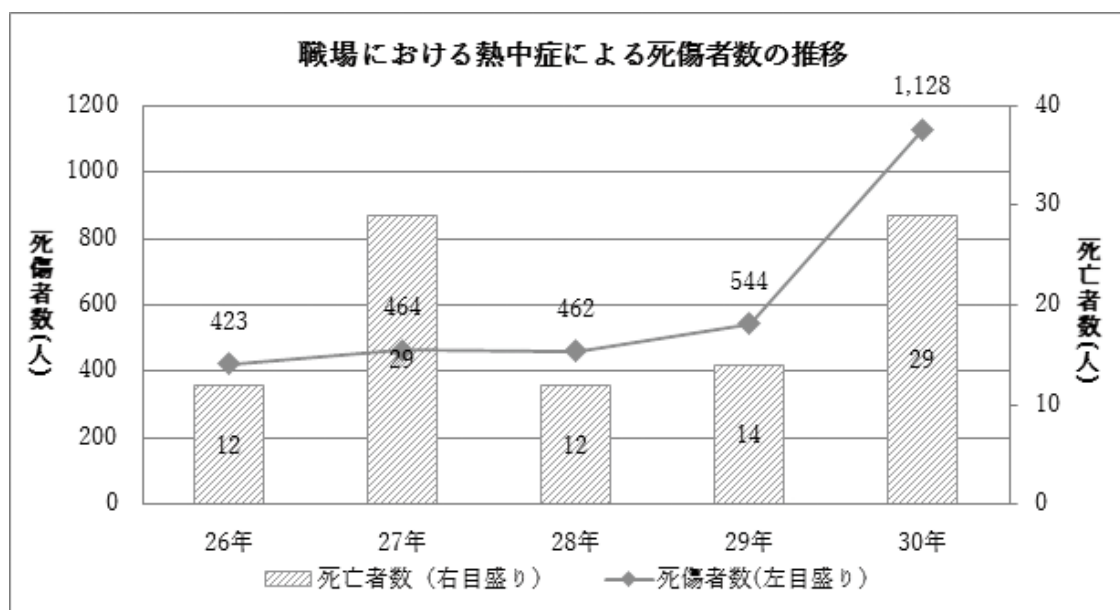
○2019年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000485072.pdf>

○リーフレット（参考：平成30年度版）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/leaflet_11.pdf

【参考資料】 職場における熱中症死傷者数（平成28年から平成30年）



●国 税 だ よ り

○10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて

- ①飲食料品（酒類・外食等を除いたもの）、
- ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の2つです。

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方は、帳簿や請求書等を税率ごとに区分して作成する必要があるほか、レジやシステムの導入・改修・入替えが必要になる場合もありますので、早めのご準備をお願いします。

軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。

○申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の

【平成30年分確定申告の振替納税の振替日】

	振替納税の場合の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	平成31年4月22日(月)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	平成31年4月24日(水)

納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

○記帳の仕方が分からない方へ

税務署では、「記帳の仕方がよく分からない」、「記帳の仕方を教わりたい」という方のご要望にお応えするため、民間の指導機関に委託して、無料で記帳指導を行っています。

また、本年10月から消費税率が引き上げられると同時に軽減税率制度が導入され、時期別、取引別の税率により区分経理を行う必要があることから、まずは軽減税率説明会にご参加いただき、ご要望に応じて指導機関をご案内します。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

2019年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日			
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月	
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	6日	26H	97,200	4,482	27日～31日と 6月3日		
		実技のみ	6日	9H	88,560				
技能講習	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）	2日	14H	48,600	1,400	8日～9日 22日～23日	5日～6日 19日～20日	
		全科（学科・実技）	6日	38H	91,800	1,400	14日～17日と 20日～21日 27日～31日と 6月3日	10日～14日と 17日 24日～28日と 7月1日	
		車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	16,200	1,540	7日 27日	10日 24日	
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	34,560	1,540			
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	36,720	1,850	7日～8日 20日～21日	3日～4日 17日～18日	
		普通運転免許所持者	3日	14H	37,800	1,850	7日～9日 20日～22日	3日～5日 17日～19日	
		普通運転免許なし	3日	17H	46,440	1,850			
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,040	1,340	15日～17日 28日～30日	11日～13日 25日～27日	
		免除なし	3日	20H	45,360	1,340			
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,440	1,645	8日～10日 22日～24日	5日～7日 19日～21日	
		免除なし	3日	19H	23,760	1,645			
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	16,200	1,620	13日と17日	3日と7日 17日と21日	
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	29,160	1,620	1班	13日～16日	3日～6日 17日～20日
							2班		3日と 10日～12日 17日と 24日～26日
							土・日		15日～16日と 22日～23日
		普通運転免許なし	5日	35H	30,240	1,620			
	シヨベール 登録第4-2号	大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
		大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,320	1,836			
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2日	13H	11,880	1,645	13日～14日	27日～28日	
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2日	13H	11,880	1,340	7日～8日		
	ローラー（制限なし）		2日	10H	11,880	1,340		18日～19日	
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2日	12H	11,880	1,620			
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	11,880	1,512	9日～10日	4日～5日 25日～26日	
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,320	1,404	31日		

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
建設労働者確保育成助成金（大分労働局 大分助成金センター）

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

（問い合わせ先）

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 大分産業機械技能教習所

〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246

FAX (097) 554-2248

陸災防だより

2019年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(2ヶ月前から受付開始)

- ◎はい作業主任者技能講習(定員各50名) 6月26日(水)・27日(木)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 10月24日(木)・25日(金)
1月23日(木)・24日(金)
- ◎積卸し作業指揮者安全教育(定員各30名) 7月17日(水)
- ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育(定員各30名) 9月13日(金)
- ◎交通労働災害防止担当管理者教育(定員各20名) 10月4日(金)

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】

講習名	受講資格	受講料(税抜)	テキスト代(税抜)
はい作業主任者	(はい付け、はい崩し実務経験3年以上)	8,000円	1,450円
積卸し作業指揮者		7,000円	1,750円
車両系荷役運搬機械		7,000円	1,750円
交通労災防止管理担当者	(要:運行管理者基礎講習修了証の写)	5,000円	1,450円

※上記金額は**税抜表示**です。お振込の際は、**講習日の消費税法に基づく税率**を含んだ金額をお振込みください。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部(リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書換は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。

デジカメ 不可
カラーコピー 不可

写真1枚

（貼らないこと）

受講年 月 日	自 平成 年 月 日	受講講習名	
	至 平成 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男 ・ 女	※ 修了証 交 付	番 号 年 月 日	第 号 平成 年 月 日
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
現 住 所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤 務 先	所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL — —
				FAX — —
	フリガナ 名 称	※ 事業主 証 明		昭和 ・ 平成 年 月 から 昭和 ・ 平成 年 月 まで 経験 年 ケ月 ㊞

下欄に、本人確認書類（自動車運転免許証）の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証（写）	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。

〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	平成 年 月 日
申込者氏名 （受講者本人）	㊞

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日	／	受講料	テキスト代	合計 円

2019年 春の全国交通安全運動 実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民をとりまく交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国一斉に展開されるものです

2 期間

2019年 5 月 11 日（土）から同年 5 月 20 日（月）までの 10 日間

【一斉行動日】

5 月 13 日（月）～ 街頭啓発日

5 月 20 日（月）～ 交通事故死亡事故ゼロを目指す日・街頭啓発日



※ 5月10日(金)～県・県警で開始式を実施

3 運動の重点（裏ページ参照）

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



4 運動の実施要領

(1) 各機関・団体の実施要領

- 連携を密にして具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立すること。
- 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいよう創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、各種啓発活動などの諸活動を展開し、又は支援すること。
- マスメディア、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。

(2) 県・市町村の実施要領

地域、家庭、職域、幼稚園・保育所・小学校、高齢者が利用する機会の多い施設等において、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図りながら、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るための諸活動を展開すること。

5 効果評価の実施

各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めること。

※ 運動終了後に、県交通安全推進協議会事務局においてとりまとめを行います

6 その他

本運動の期間は、統一地方選の実施に伴い上記期間とされているが、4月は児童・生徒が入学や進学を迎える時期であるので、この機を捉えた児童・生徒やその保護者等に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。



子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

高齢者、子供に対する思いやりのある運転をしましょう！

横断歩道は歩行者優先です！ 交通マナーを守りましょう！

世界が見ているあなたの交通マナー。

★ 例年、入学・進級期の4月以降に小学生の事故が増加傾向にあります！

★ 依然として高齢者が被害・加害者となる重大事故が多発しています！



- 通学路等における幼児・児童の安全確保と、保護者からの安全教育に努めましょう
- 高齢者に対しては、身体機能の変化に対する自覚に基づいた運転免許証自主返納制度や安全運転サポート車の普及啓発に努めましょう
- 事故の特徴を踏まえた日常生活での安全教育、広報啓発活動を行いましょう

自転車の安全利用の推進

自転車は車両です！ 交通ルール・マナーを守りましょう！

★ 自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶ちません！

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう
 - ・ 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ・ 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
 - ・ 子供はヘルメットを着用
 - ・ 車道は左側を通行
 - ・ 安全ルールを守る
- 自転車損害賠償責任保険等への加入促進に努めましょう



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

着用しないと事故時に車外に投げ出されるなど大きな被害に繋がります

★ 県内の後部座席のシートベルト着用状況は、低調で全国平均を下回っています

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用義務の周知徹底に努めましょう



飲酒運転の根絶 **飲んだらのれん**

★ 全国的に飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません！

- 飲酒運転を絶対に許さない環境作りの促進と、飲酒運転をさせない運転者教育の推進に努めましょう
- ハンドルキーパー運動の周知徹底や、公共交通機関等の利用促進を図りましょう



大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060

大分県 交通安全だより 検索



改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長
松木 安太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!



時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間 原則

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行



年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行



同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。詳しくはウラ面へ

中小企業・小規模事業者の皆さまへ



働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?



時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。



労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。



労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。



賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。



非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



無料相談窓口

「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!

働き方改革推進支援センター

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っています。



助成金制度

各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!

- 時間外労働等改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 業務改善助成金



支援ツール 情報提供

「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!



- 36協定届作成支援ツール
- 就業規則作成支援ツール(2019年3月末公開)

サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。



- 同一労働同一賃金 取組手順書



- 働き方・休み方改善ポータルサイト



- 確かめよう労働条件



- 賃金引上げに向けた生産性向上を支援します!



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



年次有給休暇の時季指定義務

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。（※）

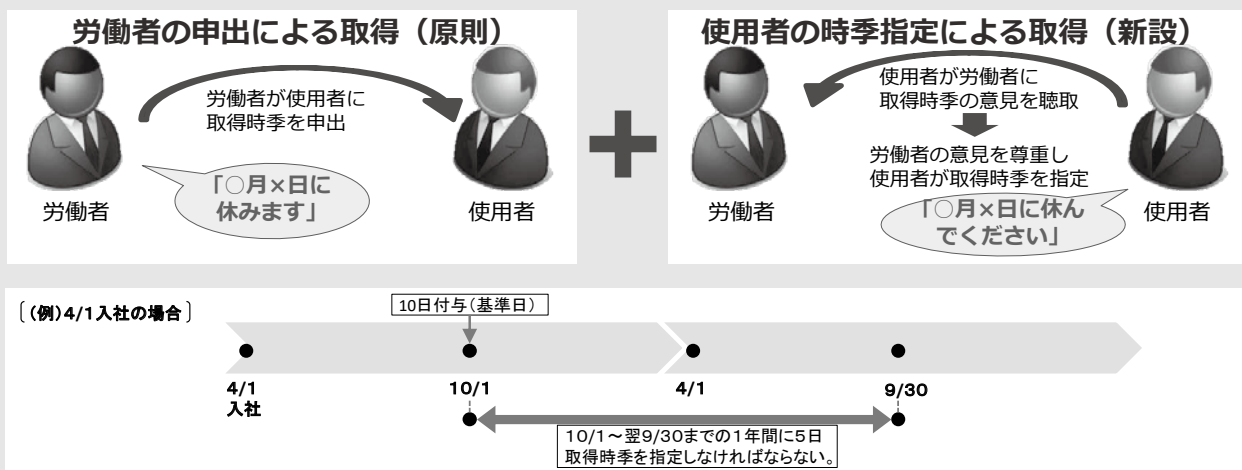
（※）年次有給休暇（労働基準法第39条）

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）には、年10日の有給休暇が付与されます。

- 継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。
- パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019（平成31）年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

（※）労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

- （例）
- | | |
|-------------------------|---------------|
| ➢ 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ➢ 労働者が自ら3日取得＋計画的付与2日の場合 | ⇒ 〃 |
| ➢ 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ➢ 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ 〃 3日 〃 |



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に年次有給休暇を付与する場合などの時季指定義務の取扱いについては、裏面を参照してください。

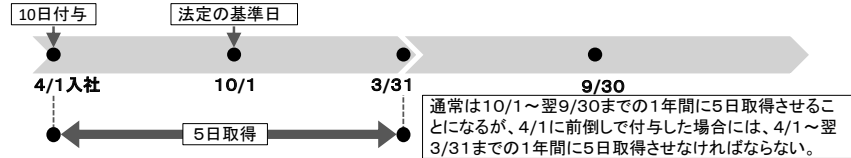
※法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いとなります。

①法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に10日以上年次有給休暇を付与する場合

⇒使用者は付与した日から1年以内に5日指定して取得させなければなりません。

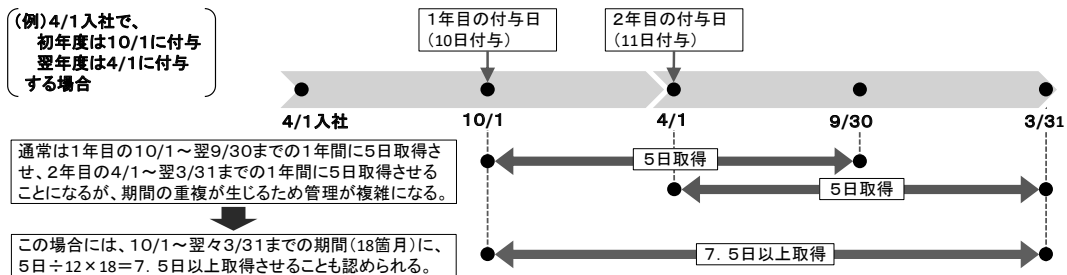
〔例〕4/1入社時に10日付与する場合



②入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合（全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など）

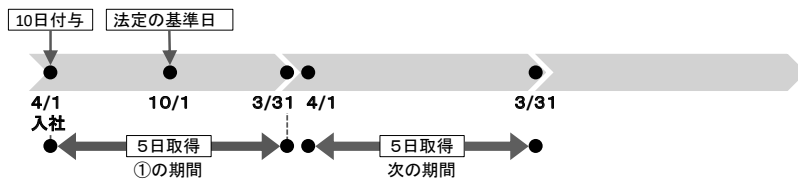
⇒重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間（前の期間の始期から後の期間の終期までの期間）の長さに応じた日数（比例按分した日数）を、当該期間に取得させることも認められます。

〔例〕4/1入社で、
初年度は10/1に付与
翌年度は4/1に付与
する場合

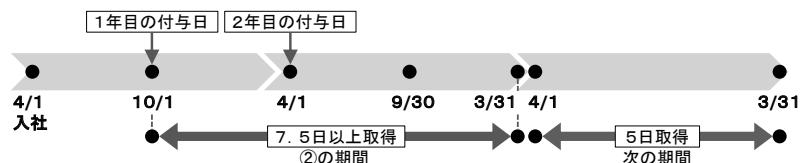


③上記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日から1年間に5日の指定義務がかかります。

〔例〕上記①の場合



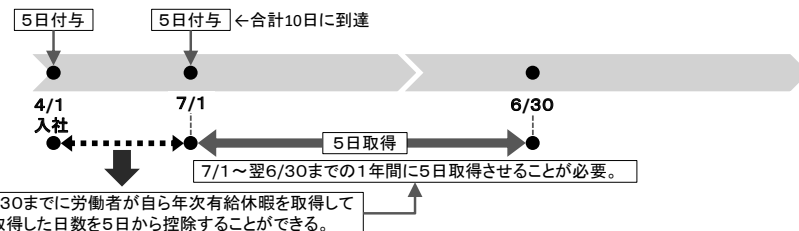
〔例〕上記②の場合



④10日のうち一部を法定の基準日より前倒して付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合

⇒分割して前倒して付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒して付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。

〔例〕4/1入社時に5日付与し、7/1に残り5日付与する場合



ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

- 問合せ先：厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 03-5253-1111（代表）
- 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード： 都道府県労働局 または 労働基準監督署
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



(2018.9)

CO₂ オフセットに トライ!!

一人ひとりの取組で地球温暖化防止を!!

10月に大分で開催されるラグビーワールドカップ2019を環境にやさしい大会にするために、みんなで省エネに取り組んで「CO₂(カーボン)オフセット」しましょう。



CO₂(カーボン)オフセットとは?

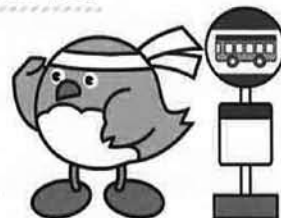
地球温暖化の原因とされるCO₂(二酸化炭素)は、スポーツのイベントでも会場で電気を使ったり、選手や観客が交通機関を使って移動するときなどに発生します。発生したCO₂を、みなさんのCO₂削減取組で埋め合わせを行うことを「CO₂オフセット」といいます。オフセットは次のように行います。

イベントで発生するCO₂量を算出します。

省エネチェックシートを利用し、減らすための活動を行います。

減らせた分を、イベントで発生するCO₂量に埋め合わせします。

みんなで環境にやさしい行動をしよう!



*参加も提出も簡単です

- 1 「省エネチェックシート」(裏面)に取組を宣言します。
- 2 省エネの行動に取り組みます。
- 3 「省エネチェックシート」に行動できたかチェックします。

1ヶ月間以上
やってみてね



**提出
方法**

お住まいの市町村庁舎や県振興局、保健所に「回収箱」を設置しています。
下記のメールでも受け付けます。
※ラグビーワールドカップ2019大会終了までに提出してください。



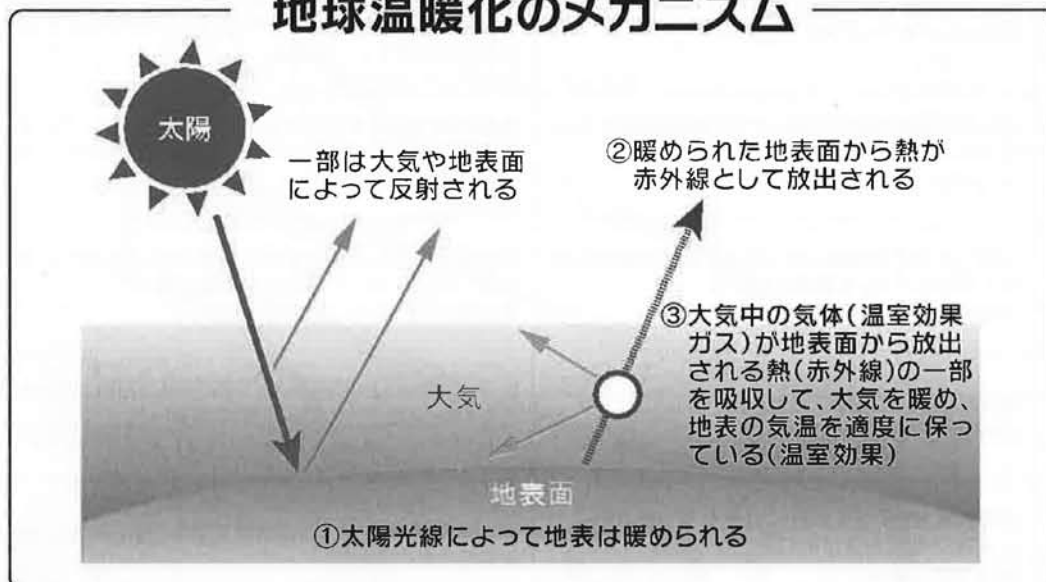
《お問い合わせ先》

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県生活環境部うつくし作戦推進課 企画・温暖化対策班
TEL:097-506-3033 FAX:097-506-1749 mail:a13060@pref.oita.lg.jp

CO₂削減行動で地球温暖化を防止しよう!!

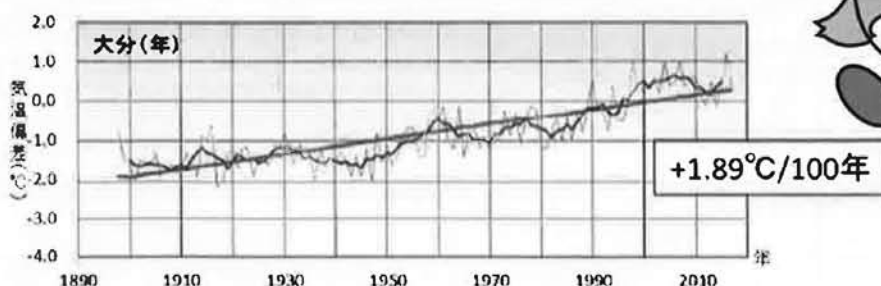
地球温暖化とは、人の活動に伴って発生するCO₂(二酸化炭素)などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、温室効果が高まり、地球全体の地表、大気及び海水の温度が上昇することをいいます。

地球温暖化のメカニズム



これまで
(長期変化傾向)

大分県でも地球温暖化が進行中



大分市の年平均気温の経年変化

青の細線:各年の年平均気温の基準値(1981~2010年の30年平均値)からの偏差、
青の太線:5年移動平均、赤の直線:長期変化傾向。統計期間:1898~2017年。

資料:大分地方気象台「大分県の気候のこれまでとこれから」



☆「省エネモニター」さんとしてご協力いただける方を募集します☆

「省エネモニター」とは、今回の取組期間中に、多くの人に紹介したい「目からうろこ」な省エネ行動や、地球温暖化に関する情報などを県に報告してくれる方です。



報告をいただきましたCO₂削減量はホームページで公表します。

また「モニター」さんの取組事例も掲載します。

事業所については、地球温暖化防止取組事業所として掲載します。(掲載しないことを希望することもできます)

事業所向け省エネお助けメモ

温室効果ガスの大部分を占めるCO₂(二酸化炭素)は、みなさんの暮らし(事業活動)のエネルギー消費によって排出されています。生活の中で、ちょっとした省エネの工夫をすることが、地球温暖化の防止につながります。

種別	事業所での取組(宣言)	お助けメモ
エアコン	エアコン設定温度を現在より冷房、暖房ともに1℃緩和している(する予定である)。	扇風機の併用を。風が体にあたることで、冷房時は体感温度が下がります。1℃の緩和によりおよそ10%の省エネ効果があるとされています。
	始業時は外気温度が上昇してから冷房運転を始め、終業時は30分早めに停止している(する予定である)。	運転時間を見直すことで省エネを進めることができます。また、空調機器の一斉起動を避け、フロア毎に時間調整することも省エネ効果が得られます。
	10年以上前から使用しているエアコンを最新の高效率型のエアコンに更新している(更新する予定である)。	室外機は風通しの良い場所に設置。夏は室外機を日陰にしたり、周囲へ散水することで省エネ効果がアップ。室内機のフィルター掃除も効果的。
照明	蛍光灯からLED電球に更新している(更新する予定である)。	従来型蛍光灯から直管形LED照明等に交換した場合、約40%消費電力削減。※経産省「冬季の節電メニュー」より http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/151030/151030_01f.pdf
	昼間執務室が明るい場合、外光を取り入れるなどし、照明の間引き及び消灯を行っている(行う予定である)。	間引き及び消灯は、JIS照度基準による適正照度の管理をしながら行ってください。
パソコン	パソコンを使わないときは電源を切っている(切る予定である)。	電源オプションの見直しを。「モニタの電源をOFF」から「システムスタンバイ」に!
給排水	節水対策(節水コマ、自動洗浄機、擬音装置、節水シャワー)を行っている(行う予定である)。	トイレのフラッシュバルブの流量設定を最大の15Lから12Lに変更。※河川からの取水、浄水、送配水や下水処理の過程において、ポンプを動かすため節水も省エネにつながります。
ガソリン	発進時に、ふんわりアクセル「eスタート」を行っている(行う予定である)。	発進時5秒後に20km/h程度に加速するゆったりめの発進を。
	加減速の少ない運転を心がけている(心がける予定である)。	急発進、急加速は事故のもとであり、エンジンにも負担をかけます。
	早めのアクセルオフを心がけている(心がける予定である)。	エコドライブは安全運転。走行は適正スピードで。燃費面でも経済的です。
	アイドリングストップを心がけている(心がける予定である)。	省エネルギーや環境保全のため、公共交通機関の利用を心がけましょう。
廃棄物	ごみは分別して捨てている(捨てる予定である)。	4R(リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化))でごみ減量を行い、コストも削減!

事業所向け省エネチェックシート

★以下をお読み頂き、取り組み後にご提出ください。

以下の取組項目のうち、① 当てはまるものにチェックをし、
② さらに実施した月数をご入力ください。



会社名	
従業員数	

種別	事業所での取組(宣言)	年間CO ₂ 削減量 [kg-CO ₂]	チェック欄 ○：実施 ×：未実施
エアコン	エアコン設定温度を現在より冷房、暖房ともに1℃緩和している(する予定である)。	780	
	始業時は外気温度が上昇してから冷房運転を始め、終業時は30分早めに停止している(する予定である)。	624	
	10年以上前から使用しているエアコンを最新の高効率型のエアコンに更新している(更新する予定である)。	1,188	
照明	蛍光灯からLED電球に更新している(更新する予定である)。	1,320	
	昼間執務室が明るい場合、外光を取り入れるなどし、照明の間引き及び消灯を行っている(行う予定である)。	312	
パソコン	パソコンを使わないときは電源を切っている(切る予定である)。	23	
給排水	節水対策(節水コマ、自動洗浄機、擬音装置、節水シャワー)を行っている(行う予定である)。	78	
ガソリン	発進時に、ふんわりアクセル「eスタート」を行っている(行う予定である)。	666	
	加減速の少ない運転を心がけている(心がける予定である)。	233	
	早めのアクセルオフを心がけている(心がける予定である)。	144	
	アイドリングストップを心がけている(心がける予定である)。	138	
廃棄物	ごみは分別して捨てている(捨てる予定である)。	63	

※上記数値は10名規模の事業所が
取組を行ったときのCO₂削減量

5,569

実施月数	月
------	---

※報告後、県から地球温暖化対策に関する情報や、今後の取組へのご協力についてご案内をお送りします。ご希望の事業所様は、下記に連絡先をご記入の上、提出してください。

モニター等	1. 希望します	2. 希望しません	3. 希望しないが、今後情報提供してほしい
所在地	電話番号		
ご担当者	メールアドレス		

新作DVDの紹介

セルフコントロールで 事故防止！

～運転適性と交通事故～

あなたは貴方自身の性格を知っていますか。
人間の性格は十人十色、ドライバーにも同じことが言えます。

悲惨な交通事故の多くが、ドライバーの特徴や性格に起因していることを、ご存知でしょうか。

本ビデオでは、事故を引き起こしやすい性格のタイプを明らかにし、どのようにしたらこうした自分の癖や性格の欠点を補い、事故を未然に防ぐことが出来るか、タイプ別に分かり易く解説しています。



制作：新生映画株式会社 21分版

やっていますか？ 安全点呼

トラック運送事業者のための 正しい点呼の実施方法

トラック運送事業の安全運行のために欠かせない「点呼」のポイントを管理者とドライバーのやり取りによって具体的に紹介していますので、毎日の点呼のご参考にさせていただくことができます。

乗務前点呼はもちろん、乗務後や中間点呼まで点呼者が忘れてはならないチェックポイントを理解することができます。



制作：シンク出版株式会社 18分

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
1	安心院運輸(株) 大分市向原西2-2-4	大分市向原西1丁目4番5号	住所の変更
7	(株)テクノ大分豊海営業所 徳丸 俊文	上野 浩伸	代表者の変更
9	九州福山通運(株)大分支店 小倉 一政	金子 渉	代表者の変更
9	(有)アゼスト		利用取得
13	(有)慎運輸 大分市大字横尾3147-4	大分市横尾東町4丁目13番21号	住所表示の変更
19	(株)テクノ大分営業所 徳丸 俊文	上野 浩伸	代表者の変更
23	九州西濃運輸(株)北大分営業所 藤瀬 和義	九州西濃運輸(株)北大分支店 近藤 豊	名称の変更 代表者の変更
23	(株)テクノ 徳丸 俊文	上野 浩伸	代表者の変更
24	(有)フクミコーポレーション 甲斐 登	甲斐 新治	代表者の変更
31	マルナカ物流(株) 是本 哲也	鴛海 淳也	代表者の変更
32	(株)テクノ中津営業所 徳丸 俊文	上野 浩伸	代表者の変更
42	開成輸送(株) 荻本 俊雄	荻本 豪人	代表者の変更
44	西日本産業(株)	新西日本産業(株)	譲渡譲受

融雪出水期における防災態勢の強化について

融雪出水期を迎え、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念され、被害が発生するおそれがあることから等を踏まえ、関係機関と緊密な連携のもと、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底
2. 警戒避難体制の強化
3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底
4. 要配慮者等への配慮
5. 災害即応態勢の確立

燃 料 情 報

平成31年2月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
スタンド平均	122.0	97.9	109.4
ローリー平均	117.0	92.8	97.9
カード平均	115.5	94.0	101.4

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	38.7
出 光	3	9.7
昭 和 シ ェ ル	4	12.9
エクソンモービル	1	3.2
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	5	16.1
そ の 他	6	19.4
合 計	31	100.0

月		30年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	31年	1	2
区分	大 分	105.1	108.1	112.1	115.2	113.2	115.6	116.5	119.8	116.5	109.3	106.4	109.4		
	全 国	101.2	101.9	106.7	109.0	109.9	109.4	111.9	116.1	112.1	104.9	102.8	103.7		
ローリー平均	大 分	95.3	97.5	99.7	104.2	104.2	104.1	106.4	110.2	104.8	96.5	95.9	97.9		
	全 国	93.4	95.7	100.8	101.7	102.8	102.1	104.4	108.8	103.0	95.1	92.3	94.9		
カード平均	大 分	101.0	103.0	107.9	110.1	110.0	107.8	110.6	116.5	110.3	103.5	100.7	101.4		
	全 国	99.5	100.0	106.2	108.2	108.8	108.2	110.1	115.0	110.8	102.5	100.4	101.8		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (平成31年2月)

平成31年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

平成31年2月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	106.33	96.65	102.73

平成31年2月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX 日 鉱 日 石	106.60	95.94	103.50
出 光	107.19	95.77	104.08
昭 和 シ ェ ル	107.56	95.86	100.69
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	106.63	94.40	98.69
そ の 他	101.77	98.92	103.14

平成31年2月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	105.89	96.36	103.34
30～50キロリットル未満	111.83	99.09	97.24
50～100キロリットル未満		96.48	
100キロリットル以上		94.35	98.10

平成31年2月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	105.43	99.22	101.99
30～60日 未 満	107.13	96.43	103.01
60 日 以 上	105.10	95.98	104.10

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
平成30年10月	118.16	110.18	114.95
平成30年11月	113.69	104.63	110.89
平成30年12月	106.90	96.85	103.88
平成31年1月	104.37	93.46	100.88
平成31年2月	106.33	96.65	102.73

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（４月16日～５月15日）

日 曜	行 事
16 火	
17 水	トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン周知セミナー（14：00 大分県トラック会館）
18 木	全ト協 重量部会「常任理事会」（13:30 全日本トラック総合会館）
19 金	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）
20 土	
21 日	
22 月	
23 火	求人定着セミナー（13:30 大分県トラック会館）
24 水	交通・環境対策委員会（10:30 大分県トラック会館）
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	
29 月	昭和の日
30 火	退位の日
5/1 水	即位の日
2 木	休日
3 金	憲法記念日
4 土	みどりの日
5 日	こどもの日
6 月	振替休日
7 火	
8 水	
9 木	正副会長会（10：00 大分県トラック会館）、第１回定時理事会（13：00 大分県トラック会館）、九州地区道路利用者会議定時総会（16:00 コンパルホール）
10 金	
11 土	
12 日	
13 月	引越事業者優良認定制度説明会（10:30 全日本トラック総合会館）、適正化事業委員会（13:30 大分県トラック会館）
14 火	
15 水	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

平成 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本タイプ)	1 冊 (100枚)	170	
2	運転日報 (応用タイプ)	1 冊 (100枚)	320	
3	乗務日報	1 冊 (100枚)	270	
4	日常点検記録簿 (トラック用)	1 冊	150	
5	〃 (トラクタ・トレーラー用)	1 冊	150	
6	点呼記録 (12名・A様式:途中点呼あり)	1 冊 (100枚)	350	
7	点呼記録 (12名・B様式:途中点呼なし)	1 冊 (100枚)	350	
8	点呼記録 (25名・A様式:途中点呼あり)	1 冊 (100枚)	600	
9	点呼記録 (25名・B様式:途中点呼なし)	1 冊 (100枚)	600	
10	点呼記録 ファイル (12名用)	1 個	1,300	
11	点呼記録 ファイル (25名用)	1 個	1,800	
12	点検整備記録簿 (A 4判・2枚複写)	1 冊	300	
13	車両管理台帳綴 (A 4判)	1 冊	220	
14	運転者台帳 (労働者台帳)	50枚	500	
15	運転者台帳 (労働者台帳) 索引	1 枚	25	
16	運転者台帳用ファイル (索引付)	1 個	800	
17	運行管理者	1 枚	50	
18	整備管理者	1 枚	50	
19	事故報告書 (4枚複写)	1 セット	200	
20	運行管理規程	1 冊	200	
21	整備管理規程	1 冊	150	
22	ゼロ旗 (大)	1 枚	1,500	
23	安全旗 (大)	1 枚	1,500	
24	運行指示書 (2枚複写)	30組	400	
25	〃 (2枚複写・30組)	1 冊	480	
26	事業報告書	1 冊	100	
27	タコチャート紙 M-7-120	1 個	600	
28	M-7-140	1 個	600	
29	L-7-120	1 個	600	
30	M-26-120	1 個	600	
31	M-26-140	1 個	600	
32	標準貨物自動車運送約款 (掲示用)	1 枚	108	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

子供と高齢者の 安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止

通学中の児童が死傷する事故が発生するなど、
依然として道路において子供が危険にさらさ

安全
確認

れています。思いやりのある
運転に心掛けましょう。
また、高齢者は身体機能の
変化を自覚することが
大切です。

安全運転
宣言



自転車の安全利用の推進

自転車は車両です！

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



5月20日(月)は 「交通事故死ゼロを目指す日」です

横断歩道は
歩行者優先！

ルールを
守って交通
事故をゼロに！

すべての座席のシートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

お酒を飲んだら絶対に運転をしない
乗るなら飲まない！

後部座席でもシートベルトやチャイルドシート
を着用しないと、事故時に車外に
投げ出されるなど、大きな被害に
つながります。全席で必ず着用
しましょう。



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

わずかなお酒でも、運転能力・判断能力を鈍らせる
おそれがあります。ちょっとした軽い気持ちで、
取り返しのできない悲劇を
引き起こします。
「乗らない」、「乗せない」、
「飲ませない」を徹底
しましょう。



2019年5月11日(土)～20日(月)
春の全国交通安全運動

みんなで確認！ 守ってね。交通ルール。

自転車の
安全利用の推進

飲酒運転の
根絶

子供と高齢者の
安全な通行の確保と
高齢運転者の
交通事故防止

全ての座席の
シートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底



5月20日月は「交通事故死ゼロを目指す日」です
春の全国交通安全運動



国連「交通安全の
ための行動10年」



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

2019年 5月11日土～5月20日月